

愛知県スポーツ吹矢協会細則

(目的)

愛知県スポーツ吹矢協会（以下、「県協会」という。）の目的は主に吹矢式呼吸法の鍛錬により心身の健康保持・増進を図るとともに、県内においてスポーツ吹矢を普及し、地域の健康増進に寄与することを目的とする。

(会議及び組織)

1. 県協会に次の会を置く。

- (1) 役員会
- (2) 理事会
- (3) 総会

2. 役員会

- (1) 役員会は、所管内の支部長の中から選任した役員（会長1名、副会長5名、会計1名、幹事2名）で構成する。
- (2) 役員会は、必要により会長又は副会長が招集する。

3. 理事会

- (1) 理事会は、県協会役員及び総支部役員（各総支部長及び各副総支部長）を理事として構成する。
- (2) 理事会の理事長は会長が、副理事長は副会長が兼任する。
- (3) 理事会に総務部及び審判・競技部を置き、理事はいずれかの部に籍を置く。各部の部長は副会長を当てることとし、組織は別図のとおりとする。
- (4) 理事会は、理事長、副理事長又は総支部長が必要により招集し、各部の会議は、必要により、部長が招集する。
- (5) 理事会は、理事の半数の出席をもって成立し、議決は出席理事の過半数をもって決する。

各部の事務分掌は、別表のとおりとする。

4. 総会

- (1) 総会は、理事及び所管内の支部長で構成する。
- (2) 総会は毎年4月又は5月に開催する。
- (3) 総会は、会長又は副会長が招集し、必要により総会を臨時開催することができる。
- (4) 総会は、所管内の支部長の半数の出席をもって成立し、総会の議決は、出席者の過半数をもって決する。

5. 総支部割

(1) 尾張西総支部

犬山市、江南市、一宮市、岩倉市、北名古屋市、稲沢市、清須市、あま市、津島市、愛西市、弥富市、扶桑町、大口町、大治町、蟹江町、飛島村

(2) 尾張中総支部

小牧市、春日井市、瀬戸市、尾張旭市、名古屋市、豊山町

- (3) 尾張東総支部
長久手市、日進市、豊明市、大府市、東海市、知多市、常滑市、半田市、東郷町、東浦町、阿久比町、武豊町、美浜町、南知多町、みよし市
- (4) 三河西総支部
刈谷市、知立市、安城市、高浜市、碧南市、西尾市
- (5) 三河東総支部
豊田市、岡崎市、蒲郡市、豊川市、新城市、豊橋市、田原市、幸田町、設楽町、東栄町、豊根村

(研修・競技大会・昇級段認定試験等)

- 1. 県協会は、競技大会を年1回開催することとし、開催時期は別に定めることとし、詳細は審判・競技部において決定する。
- 2. 東海ブロック大会の愛知県開催年における開催時期は別に定めることとし、詳細は審判・競技部において決定する。
- 3. 研修会は、県協会所属会員の技術向上及び情報交換のために開催するものとし、必要の都度、理事会各部の主催により開催する。
- 4. 段・級位認定試験は次により実施する。
 - (1) 初段以下の認定試験は、各支部において実施する。
 - (2) 各支部が行う初段以下の認定試験については、審判・競技部が指導、支援するものとする。
 - (3) 二段以上の認定試験は、県協会主催又は各総支部、各支部主催のものとする。
 - (4) 県協会主催の二段以上の認定試験は審判・競技部において実施する。
 - (5) 各総支部、各支部主催の二段以上の認定試験は、各総支部、各支部が会場を準備の上、審判・競技部に上級公認指導員又はA級ライセンスを保持する審査員の派遣を要請して実施する。
 - (6) 審査員の審査料(1回5千円)・審査立会公認指導員料(1回2千円)・交通費及び会場費並びに諸経費を除いた受験料は、主催する県協会、各総支部、各支部の収入とする。
- 5. 研修会・競技大会等は、参加費を徴収して必要な経費に当てることができる。
- 6. 理事会は、その他必要な事業を行う。

(会費)

- 1. 県協会の経費は、協会本部から支払われる活動支援金の30パーセント及び、県協会が主催する二段以上の認定試験受験料、並びに県協会が主催する競技大会の参加費の残金を当てる。
(認定試験受験料等の詳細は、「段・級位認定試験の手続き細則」による)
- 2. 協会本部から支払われる活動支援金の70パーセントは、各ブロックに配分する。

(道具等)

県協会は、スポーツ吹矢普及及び競技大会開催のためにスポーツ吹矢に必要な道具等を保有することができる。

(旅費)

理事が、県協会の業務で出張する費用は実費弁償とする。

なお、県内出張はマイカー使用を原則とし、ガソリン代は時価で10当たり10km走行するものとして計算し、協会役員会及び理事会(部会を含む。)

出席時の交通費は1回当たり1,000円として、県協会が支給する。

(作業手当)

県協会のホームページの維持管理業務を担当する者に年3万円、

県協会主催の競技会の事務を担当する者に年2万円を支給する。

県協会の会計実務を担当する理事へ年3万円を支給する。

(改正)

本細則の改正は、理事会において審議し、総会における議決により決する。

(旅費)項目追加(案)

協会の代議員が社員総会に出席の為出張するときは、総会場所迄の交通費は実費支給する

慶弔規約の新設(案)

本協会の役員(理事長・総支部長が死亡した時は理事会の承認を得て弔電を打つものとする。

(付則)

本細則は平成26年4月1日から施行する。

本細則は平成27年4月1日から施行する(旅費規程・慶弔規定追記・実務手当)